令和８年（フ）第１５６１号
名古屋市天白区原４丁目1705番地
債務者　小林　敏恵
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０６号
愛知県あま市篠田新割36番地１　篠田ハイツ３号
債務者　安田　紗輝（旧姓　井上）
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２７号
名古屋市名東区植園町３丁目17番地の１　エスタージ501号
債務者　山田　美樹
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３１号
名古屋市昭和区鶴舞４丁目14番28号　エルメゾン鶴舞102号
債務者　藤野理恵子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９５号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目41番地、従前の住所愛知県春日井市上条町３丁目161番地ビオラヒルズ105号
債務者　水本　浩行
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７０号
岡山県倉敷市連島中央２丁目６番８号
債務者　安保　和希
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３０１号
岡山県倉敷市上東1075番地３フィオーレ上東206号
債務者　大天　　肇
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第７２３号
北九州市八幡東区大谷１丁目３番８－204号
債務者　藤本　美樹
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７２９号
北九州市若松区小敷ひびきの３丁目５番５－302号
債務者　石井　房子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９３号
北海道三笠市有明町９番地21
債務者　徳永かおり（旧姓千葉）
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２０号
北海道虻田郡倶知安町南６条東５丁目１番地１　南６条団地　１号棟206号室
債務者　川上　砂織（旧姓石井）
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（フ）第１９５号
釧路市鳥取南５丁目８番11号　ハイツ鳥取Ｄ号室
債務者　早坂　有紗（旧姓山本）
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２号
北海道根室市宝町２丁目３番地
債務者　嶋田　光弘
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第７５号
福島県会津若松市日新町３番30号　アーデンヒルズ102号室
債務者　鈴木　玲子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
茨城県日立市東大沼町４丁目23番３－104号
債務者　澤村　　渉
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１１６号
茨城県高萩市有明町３丁目64番地の92
債務者　森　　弘征（旧姓山口）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第２７６号
群馬県伊勢崎市富塚町242番地12
債務者　鈴木　康之
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４５号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉四丁目26番６号　マキパーク大泉203号
債務者　川田　建二
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
前橋地方裁判所太田支部